

2025年1月6日

お客さま各位

大阪厚生信用金庫

タブレット端末導入に伴う各種預金規定改定のお知らせ

今般、お客さまの利便性向上のため、一部店舗窓口にて新たにタブレット端末（規定上は「窓口受付端末」といいます）を導入しております。従来の書面手続きに加え、タブレット端末を使用した受付方法を取り入れることから、関係規定を下記のとおり改定いたします。

記

1. 改定の対象となる預金規定等

普通預金規定	通知預金規定
こうせい定期性総合口座取引規定	当座勘定規定
貯蓄預金規定	振込規定
納税準備預金規定	キャッシュカード規定
定期預金等規定集	法人キャッシュカード規定
定期積金規定	

2. 改定日 2025年2月3日（月）

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

※各規程ともほぼ同様の改定内容につき、一部の規定を掲載することに止めます。改定後の規定は2025年2月3日（月）以降、当庫ホームページにてご確認ください。

【普通預金規定】＜変更・追加＞

旧	新
7.（預金の払戻し） （1）この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに提出してください。	7.（預金の払戻し） （1）この預金を払戻すときは、 <u>通帳を提出するとともに、届出の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印し、または、当金庫所定の窓口受付端末に入力のうえ当金庫所定の印鑑スキャナに押印してください。</u> <u>ただし、当金庫が「キャッシュカード規定」・「法人キャッシュカード規定」に定める方法により当金庫の窓口においてカード・暗証番号等による本人確認を行った場合、当金庫は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができます。この取扱いにより損害が生じた場合の当金庫の責任に</u>

	については、「キャッシュカード規定」・「法人キャッシュカード規定」によるものとします。
--	---

【普通預金規定】＜追加＞

旧	新
<p>11. (印鑑照合)</p> <p>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>11. (印鑑照合)</p> <p>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の印鑑スキャナに使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

【振込規定】＜変更・追加＞

旧	新
<p>1. (適用範囲)</p> <p>振込依頼書または当金庫の振込機による当金庫または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。</p>	<p>1. (適用範囲)</p> <p>振込依頼書もしくは当金庫所定の窓口受付端末または当金庫の振込機による当金庫または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。</p>
<p>2. (振込依頼)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。</p> <p>① 振込機は当金庫所定の時間内に利用することができます。</p> <p>② 1 回および 1 日あたりの振込金額は、当金庫所定の金額の範囲内とします。</p> <p>③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力</p>	<p>2. (振込依頼)</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 当金庫所定の窓口受付端末による振込の依頼は、次により取扱います。</u></p> <p><u>① 振込の依頼は窓口営業時間内に受け付けます。</u></p> <p><u>② 当金庫所定の窓口受付端末を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に入力または選択してください。なお、預金種目・口座番号が不明な場合は、窓口にご相談してください。</u></p> <p><u>③ 当金庫は当金庫所定の窓口受付端末に入力された事項を依頼内容とします。</u></p> <p><u>(3) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。</u></p> <p>① 振込機は当金庫所定の時間内に利用することができます。</p> <p>② 1 回および 1 日あたりの振込金額は、当金庫所定の金額の範囲内とします。</p> <p>③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力</p>

<p>してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に記入してください。</p> <p>④ 当金庫は振込機に入力された事項を依頼内容とします。</p> <p>—(3)前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>—(4)振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」と言います。)を支払ってください。</p>	<p>してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に記入してください。</p> <p>④ 当金庫は振込機に入力された事項を依頼内容とします。</p> <p>_(4)前1,2,3項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機および当金庫所定の窓口受付端末への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>_(5)振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」と言います。)を支払ってください。</p>
<p>3. (振込契約の成立)</p> <p>(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。</p>	<p>3. (振込契約の成立)</p> <p>(1) 振込依頼書および当金庫所定の窓口受付端末による場合には、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。</p>

【キャッシュカード規定】 <追加>

旧	新
<p>8. カード・暗証番号の管理等</p> <p>(1) 当金庫は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</p>	<p>8. カード・暗証番号の管理等</p> <p>(1) 当金庫は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類等に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</p>
<p>13. 自動機への誤入力等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>13. 自動機への誤入力等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書等への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

以上

ご不明点がございましたら、店舗窓口または担当者までお問合せください